



Q・名古屋市との合併話に付き尋ねる

A・本町からも名古屋市からも合併のアプローチはない

Q

平成27年3月豊山町議会第1回定例会（第2日目）一般質問の中において、議員の質問に対し、町長は『名古屋市との合併については、正式な話として俎上に出たものではないと、断言して、答えている。』

打診・内々・非公式・諸々であったにせよ、公人同士の職責に基づく公務の話であり、この重大性を鑑みるに、およそ町長一人の対応、また一存による即答等、それら曖昧な記憶のみに基づく議員に対する答弁ではないと至極当然に推察するが、「住民の知る権利」との兼ね合いを念頭に尋ねる。

この話はいつの事で、当時の双方関係者及び合議に係わった者の立場をはじめ、どのような経緯経過、討議内

容であったか。

顛末をも含め、事実関係を中心に伺いたい。

A

名古屋市との合併について、一部町民の間で流布していることは承知している。しかし町が関わりを持ったものではないため、平成27年3月議会で、「正式な話として俎上に出たものではない」とお答えしたものである。

公式、非公式を問わず本町から名古屋市と合併についてアプローチしたことも、名古屋市からアプローチがあったことも一切ない。また、合併について考えたことも、庁内組織に検討を

行わせたこともない。

市町村合併については、地方自治法及び合併特例法の規定に基づき、合併協議会の設置、関係市町村の申請などの手続きが必要である。仮に本町が市町村

合併の検討に入る場合には、議会の承認・議決を得ることが合併協議会に参加することの前提条件となるため、事前に議会に説明を行う。



名古屋市との境目—国道41号バイパス